

自動車関連産業の脱炭素化・電動化に関する協議体の運営等業務 基本仕様書

1 業務名

自動車関連産業の脱炭素化・電動化に関する協議体の運営等業務

2 業務の目的

広島市を含む広島広域都市圏（※1）の主要産業となっている製造業のうち、特に自動車関連産業においては、世界的に加速する脱炭素化・電動化により、その取り巻く環境は大きく変化しており、地域の自動車メーカーを頂点とした自動車関連サプライヤ企業（以下「サプライヤ」という。）にとっては、こうした変化への対応が重大かつ喫緊の課題となっている。本業務では、地域の中小サプライヤや自動車メーカー等が参画する協議体を運営し、情報の共有及び課題の整理を行い、課題解決のための取組、必要な支援施策などを協議・提案することにより、本市が真に必要な支援施策を構築し、もって地域の中小サプライヤが脱炭素化や電動化による事業構造の変容に対応し、持続可能な経営基盤を構築することを目的とする。

（※1）広島広域都市圏

広島県：広島市、呉市、竹原市、三原市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、
安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、
大崎上島町、世羅町

山口県：岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町

島根県：浜田市、美郷町、邑南町

3 履行期間

契約締結日から令和5年2月28日まで

4 業務内容

地域における自動車関連産業の持続的な発展を支援するために、協議体を運営するとともに、サプライヤの課題・ニーズ調査を行い、必要な支援施策の提案を行う。具体的な業務内容は次のとおり。

【協議体の構成イメージ】

・メンバー

所在地が広島広域都市圏内であるティア2以下のサプライヤ

・オブザーバー

地域の自動車メーカー及びメンバーに関係するティア1サプライヤ

その他、本市が必要と認める産業支援機関等

(1) 基本コンセプトの提案

急激な脱炭素化や電動化に対する世界の潮流や、各国の自動車メーカーの戦略、地域の自動車メーカーの方針、国や広島県の支援施策を分析、整理し、地域の中小サプライヤの業種、業態に応じてとるべき対応策を協議体において協議・検討を行うための基本コンセプトを提案すること。

(2) 協議体の運営

ア 参加企業の選定

所在地が広島広域都市圏内にあるティア2以下のサプライヤのうち、協議体の基本コンセプトに沿う企業を選定し、発注者とともに協議体への参画を働きかける（10社から20社程度の参画を想定）。

イ 発足会議の開催

協議体の参加者を集め、発足会議を開催すること。発足会議では、協議体の設置目的及び実施計画の説明並びに自動車関連産業の動向及び自動車メーカーの戦略等に関するセミナーを開催するほか、協議体の基本コンセプトに沿って発足会議において実施すべき内容を検討し実施すること。

ウ グループワークの開催

本業務の目的に沿った適切な成果が得られるよう参加企業全社の参加を想定して、協議体の基本コンセプトを踏まえ、脱炭素化や電動化、CASE対応といった地域サプライヤにとって有益な協議の場となるようなテーマを2以上選定し、各テーマ1回以上のグループワークを開催すること。

グループワークの開催に当たっては、会による議論によって適切な課題抽出を行うために参加企業による積極的な意見交換がなされるよう、テーマに関する自動車産業の動向や事例紹介等を行うためのセミナーを開催するとともに、参加企業を3～4程度のグループに分けた協議の場を設定すること。また、円滑かつ適切な協議が行えるよう、専門的な知見を有する者をファシリテーター等として招聘するなどの工夫を凝らした運営に取り組むこと。

なお、1回目のグループワークとイの発足会議を同日に開催することは可とする。

エ 報告会の開催

本業務の取組による成果を参加者と共有するための報告会を開催すること。なお、受託者は上記ア～ウ及び4(3)の業務により得られた成果を踏まえ、次年度以降の協議体の活動計画案等を策定し、事前に発注者と協議の上、報告会においてその内容を報告すること。

オ 具体的な業務内容

上記ア～エに関する開催日の調整、開催通知、会議資料の作成、会議の進行、議事録の作成、協議体参加企業との連絡調整等。なお、会議資料は事前に発注者の承認を得ること。

(3) サプライヤの課題・ニーズ調査

ア 調査の実施

発注者が所有するサプライヤリストに掲載されている企業に対して、脱炭素化・電動化の進展による影響や課題・ニーズ等の調査を行うこと。なお、調査を実施するに当たっては、参加企業を含め最低100社から回答を得られるよう、地域特有の課題を調査するための具体的かつ効率的な調査方法、内容等発注者と協議し、実施すること。

イ 結果の分析及び課題整理

調査によって得られた結果を分析するとともに、課題整理等を行うこと。

(4) 支援施策の提案

ア 令和5年度当初予算要求に係る支援施策の事前提案

(1)の基本コンセプトを基にして、本市が実施すべき支援施策について発注者と協議の上、令和5年度当初予算要求に向けた基礎的資料を調製し、令和4年10月5日までに事前提案すること。提案する基礎資料には最低限次の項目を記載すること。

【記載項目】

① 現状の課題・事業の目的

自動車産業の潮流や地域の自動車メーカーの戦略等から導き出される広域都市圏内のサプライヤの課題及びそれに本市が対応するための事業の実施目的等

② 事業内容

①に対応して実施すべき事業（2案以上）の具体的な内容、実施方法等

③ 所要経費

②の各案に関する所要経費（費用明細付）

イ 本業務の実施により得られた課題を踏まえた支援施策の提案

上記ア及び(2)(3)の業務により得られた課題等に対して、今後本市が取り組むべき支援施策を2案以上策定し、11月25日までに発注者に提案すること。なお、提案内容は上記アの提案内容の見直しを原則とするが、同程度の経費で実施が可能なことを前提に新たな提案を行うこともできる。

(5) その他

サプライヤの取組の活性化等に資する内容として、独自の企画提案等があれば提案の上、実施すること。

5 提出物

本業務における成果物として、協議体の各種会議の会議資料・議事録、サプライヤの課題・ニーズ調査の調査内容・結果及び分析内容、支援施策の提案内容等を電子データ（CD-Rに保存）及び紙媒体1部を納品すること。

6 納入場所

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市経済観光局産業振興部ものづくり支援課

7 業務の再委託

本業務の実施に関し、受託者は業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先事業者の事業概要、業務体制及び責任者を明記の上、書面により提出し、発注者の承諾を得ること。

8 その他

受託者は、委託契約約款に定められたことのほか、次の事項を遵守すること。

- ① 業務着手前に、発注者との窓口となる業務総括責任者及び業務担当スタッフを専任し、発注者の承認を得ること。
- ② 発注者との間で速やかに連絡が取り合える適切な連絡体制を構築し、業務の円滑な遂行を図るものとする。
- ③ クレーム、事故等については、迅速かつ適切に対応し、発注者に漏れなく報告すること。
- ④ 成果品の権利は、全て発注者に帰属するものとし、発注者の承認を得ずして公表、貸与、使用等をしてはならない。
- ⑤ 本業務が完了した後において、成果品に修正を要する箇所が発見された場合には、速やかに訂正、補足その他必要な措置を講ずるものとする。なお、これにかかる費用は全て受託者の負担とする。
- ⑥ 本業務の実施に際し、第三者に損害を与えた場合は、全て受託者の責任において処理するものとする。
- ⑦ 本仕様書の内容に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、発注者と協議するものとする。
- ⑧ 受託者は、広島市個人情報保護条例を遵守の上、契約の履行に際して知り得た秘密を、契約の存続期間、契約の終了後及び解除後においても、第三者に漏えいしないこと。